

京都市告示第 43 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年4月9日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人京 都ライトハウス	就労移行支援	F S トモニー 2610100253	京都市北区紫野 花ノ坊町 11	平成 30 年 3 月 31 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)